

## 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法（以下「旧法」という。）は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は、平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法の下で不妊手術を受けた者は約25,000人であり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16,000人以上と言われており、人権上大いに問題がある。

よって、国においては、旧法による不妊手術の被害者救済のため、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンにおいて当事者に対する補償等の措置が講じられていることを考慮し、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

1 速やかに旧法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。

また、実態調査を行う際には、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料等の保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。

さらに、個人が特定できる資料については、当事者の心情に配慮しつつも、できる限り幅広い範囲で収集するよう努めること。

2 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、一刻も早く適切な救済措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月6日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
宛 て  
内 閣 総 理 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

福島県議会議長 吉 田 栄 光